

肉用子牛生産者補給金制度に係る生産者負担金の改定について

平成 27 年 5 月 29 日

公益社団法人北海道畜産物価格安定基金協会

- 1 第 6 業務対象年間における生産者積立金及び生産者負担金  
全品種について引下げし、次のとおり改定しました。

肉用子牛 1 頭当たりの生産者負担金の額 (単位：円/頭)

品種区分	生産者 積立金	生産者負担金		
		道内生産者	道外生産者(県助成有)	道外生産者(県助成無)
黒毛和種	1,200 (2,200)	300 (550)	300 (550)	600 (1,100)
褐毛和種	4,600 (11,900)	1,150 (2,975)	1,150 (2,975)	2,300 (5,950)
その他の 肉専用種	12,400 (24,400)	3,100 (6,100)	3,100 (6,100)	6,200 (12,200)
乳用種	6,400 (12,700)	2,200 (5,350)	1,600 (3,175)	3,200 (6,350)
交雑種・乳	2,400 (5,000)	700 (2,000)	600 (1,250)	1,200 (2,500)

- 2 適用時期

平成 27 年 7 月 1 日に個体登録される肉用子牛から

(注) 表の ( ) 内は、平成 27 年 6 月 30 日までに個体登録される肉用子牛における生産者積立金及び生産者負担金の単価